

# 旅館業営業者の皆様へ

平成30年6月15日の旅館業法施行条例改正に伴い、標識の設置が義務付けられました。

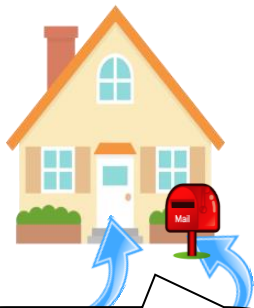
(改正前の許可施設については努力義務です。)

皆様の施設が合法的に営業していることを近隣の方に知っていただくことは円滑な旅館営業の運営につながるものと思われます。

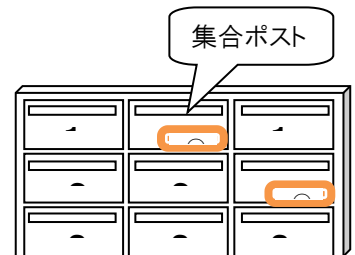
貴施設においても、近隣住民の方が旅館営業施設であることがわかるよう公衆の見やすい場所(屋外)に標識を設置していただくようご協力をお願いします。

## 公衆の見やすい場所

玄関・ポスト等施設(敷地)の外部から容易に確認できる場所



玄関または敷地の入口  
見やすい方!



部屋の入口

## 標識の内容

旅館業の施設の名称、許可番号

営業者等が常駐しない場合にあつては常時連絡の取れる連絡先

神奈川県  
旅館業  
第020000号

「神奈川のいえ」  
許可番号 第020000号  
連絡先 046-00-▲▲▲▲

かなかなマンション205  
許可番号 第020000号  
連絡先 046-00-0000

KANAホテル  
第020000号

問合わせ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所  
生活衛生部環境衛生課  
電話 0467-24-3900(代)  
FAX 0467-24-4379